

介護保険サービス事業所管理者 様
高 齢 者 福 祉 施 設 長

兵庫県健康福祉部少子高齢局長

令和3年度介護保険サービス事業者等に対する集団指導の実施について

介護保険制度及び高齢者福祉施策の円滑な実施について、平素よりご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、適正な介護保険事業運営の確保等を目的とした集団指導を、下記のとおり開催しますので通知いたします。

今回は、新型コロナウイルス感染の感染防止を徹底いたしたく、動画配信により実施いたします。

つきましては、以下の留意事項にご留意いただき、配信期間内での視聴による参加をお願いいたします。

記

1 日程（動画配信期間）

令和4年3月14日（月）から3月25日（金）まで
県ホームページに掲載予定

2 対象

居宅サービス事業所、介護保険施設、高齢者施設

- 1 居宅サービス事業所：介護予防サービスを含み、居宅療養管理指導及びみなし事業所を含まず。
- 2 高齢者施設：養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

3 視聴方法

上記配信期間に、説明資料とともに以下の県ホームページに掲載しますので、必ずご確認をお願いします。

ホーム > 健康・医療・福祉 > 高齢者福祉 > 介護保険・サービス > 介護保険事業者集団指導
https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf27/hw18_000000093.html

4 その他

- (1) 視聴後に、電子申請システムにアクセスいただき、アンケートにご回答いただくことで、参加確認とします。
- (2) 地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所については、本集団指導の対象外となりますが、視聴いただくことについては差し支えございません。

5 問合せ先

兵庫県健康福祉部少子高齢局 高齢政策課 介護基盤整備班（高年施設担当）
TEL 078 - 341 - 7711(代) (内線2950)
E-mail : koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp